金融犯罪対策方針

グローバル

バージョン １．０

OneJM 方針作成委員会2019年1月14日承認

目次

1	目的	3
2	適用/ 範囲	3
3	方針	3
4	参照	5
5	責任と その説明責任	5
6	重要な管理規定	7
7	違反の結果	8
8	方針･オーナー	8
9	文書管理規定	8
10	定義	9

JM

1 目的

JMによる世界規模でのビジネスやサービスが、金融犯罪に巻き込まれるリスク、あるいはこういった犯罪に利用されるリスクを明確にすることが本方針の主な目的である。 本方針において金融犯罪とは、マネーロンダリング、脱税、テロリスト資金援助、その他犯罪収益の出どころを隠蔽する違法な活動などを指す。マニュアルではさらに金融犯罪を掘り下げて詳細に説明する。

JMでは金融犯罪の危険性を非常に重く受け止めており、ビジネスが金融犯罪に巻き込まれたり、利用されたりするリスクを削減することに尽力している。 特にJMのビジネスに対して適用される金融犯罪関連の法律遵守に万全を期している。 JMが遵守すべき主要な金融犯罪関連の法律リストの一部には、「Proceeds of Crime Act（犯罪収益法）2002」、「Counter-Terrorism Act（対テロリズム法）2008」、「Criminal Finances Act（金融犯罪法）2017」が含まる。本方針では、JM内部で発生しうる金融犯罪のリスクを防止するために考案された適切な対策手順について述べる。

JMにおいて金融犯罪リスク（詳細はマニュアルのセクション4参照）の発生源となりえるのは：

- JMが購入または提供する商品やサービス、
- ビジネスを展開する地域を管轄する行政機関、
- 資金の受領、また締結する契約の構造にまつわるプロセス、および
- JMが取引を行うサードパーティの種類。

金融犯罪に巻き込まれた場合は、JMに多額の罰金を含む法的措置が執られる可能性もある。また従業員に対する罰金あるいは服役などの措置が執られることがある。さらに、当社の評判の低下にも長期間苦しむことになる可能性がある。JMが金融犯罪に巻き込まれるリスクを低減することで、顧客や当局、株主などに対するJMの評価を維持し、さらに強化することにも繋がる。

Johnson Matthey Plcの取締役会およびJMグループ管理委員会は、本方針を全面的に支持し、本方針を遵守する従業員を全面的にサポートする。

2 適用/ 範囲

本方針は、全世界のJMグループで働くあらゆるレベルの従業員と、あらゆる会社に適用される。 これに含まれるのは、上級管理者、役員、ディレクタ、雇用者、コンサルタント、請負業者、トレーニング中の従業員、在宅勤務者、アルバイト、定期雇用者、一時雇用者や営業職員、ボランティア（以下特段の言及が無い場合は、『従業員』もしくは『あなた』として一括して記述）。

本方針のセクション5に述懐されるような特定の責任を担っており、本方針の適用が妥当であると考えられる担当従業員（たとえば、業務の一環として金融犯罪に遭遇するリスクがより高い役割に従事する人物）。

本方針と付随マニュアルへの遵守は必須である。

JMはいつでも本方針を改正、修正、一時中断、変更または終了する権利を有する。 本方針では、明示または黙示を問わず、いかなる契約上の権利も義務も生じない。

本方針では、従わなければならない最低基準を設定している。 現地の法律、規制、または規則がより高い基準を課す場合は、その高い基準に従う必要がある。

3 方針

本方針における禁止行為

禁止行為に加担してはならない。禁止行為とは：

1. 犯罪者やテロリストの資産を隠蔽、偽装、変換、転送する行為、
2. 犯罪者の資産を、他者が獲得、使用、保持、管理すること支援する取り決めに加担する、あるいは関与すること、

JM

3. 特定の資金やその他の資産を利用できるよう、ある人物に対して取り計らうことで、その人物が当該資金や資産をテロリズムを目的として運用するであろうとJMが認識、あるいは懸念する場合にこういった取り決めに加担、あるいは関与すること、

4. 犯罪者の資産を獲得、利用、所有すること、

5. 贈賄などの違法行為を継続して促進すること、

6. 前述の行為への加担や加担を試みること、あるいはこれらの行為に対する支援、ほう助、助長、カウンセリングを行うこと、

7. マネーロンダリングに対する捜査が開始されたことや、この捜査が実行中であること、またはこのマネーロンダリングに関連した報告や情報が開示されたことを他者に密告すること、および

8. 脱税、あるいは脱税の疑いがある他者に対して支援すること。この原則は 税の種類が何であるかには関係なく 、VAT（付加価値税）、関税、雇用税を含むすべての直接的あるいは間接的な税金に対して適用される。 また、あなたや当該他者の居住する地域や、その人物が実際に脱税に成功したかどうかには無関係に適用される。

これらの禁止行為や事例の説明は、マニュアルに記載されていり。

禁止行為が行われていることを知った場合は、所属セクター/部門の法務アドバイザー、あるいは報告担当者が現地の補則で定められている場合は、その報告担当者に報告しなければならない。

疑惑や危険な兆候を発見した場合の報告

禁止行為の疑惑を発見した場合は、直ちに所属セクター/部門の法務アドバイザー、あるいは報告担当者が現地の補則で定められている場合は、その報告担当者に報告しなければならない。 危険な兆候とは、契約の締結やサードパーティとのビジネスにおける一連の流れの中で、金融犯罪に及ぶ可能性があると思慮される状態を指す。契約の締結やサードパーティとのビジネスが実行されている間、従業員は疑惑や危険な兆候に対しての警戒を怠らないようにする。 マニュアルの附則3に主な疑惑や危険な兆候の一覧を掲載していますので、従業員はこれを熟読すること。

デューデリジェンス

サードパーティへのデューデリジェンスは、そのサードパーティがJMにもたらす金融犯罪リスクのレベルに応じた規模、かつリスクを考慮したものである必要がある。

（金融犯罪の観点から見た場合にJMに対して高いリスクをもたらすような）関連サードパーティとの取引業務に従事する担当従業員は、マニュアルの附則4（金融犯罪デューリジェンス規則）で定める金融犯罪に対するデューデリジェンス基準を最低限満たすデューデリジェンスが確実に実施されるように努めなくてはならない。

仮にグループ内において他のデューデリジェンス手順（例.「Johnson Matthey Group – Engaging High-Risk Third Party Intermediaries Procedure （ジョンソン・マッセイ グループ – ハイリスクのサードパーティ仲介業者との取引手順）（2017）」や、「特定の所属セクター/部門のデューデリジェンス手順」）が、金融犯罪デューデリジェンス基準よりも厳しいデューデリジェンス基準を定めている場合は、より厳しい基準が適用されなければならない。

金融犯罪デューデリジェンスが適用される場合とは：

- 関連サードパーティとのビジネスを初めて開始する時、
- 関連サードパーティに関する（銀行口座、社名、社の所有者、業種、ビジネス拠点などの）情報が改ざんされた時、あるいはそういった情報が改ざんされたとJMが信ずるに足る理由がある時、あるいは
- サードパーティが金融犯罪に関与していると疑うに足る理由がある時である。

サードパーティとの取引業務に従事したり、関係を構築したりする担当従業員は、デューデリジェンスの全工程および結果を記録として保持しなければならない。 デューデリジェンスにおいて、何らかの懸念が発生した場合は、当該サードパーティとの業務を開始するか継続するかの判断を下す前に、所属セクター/部門の法務アドバイザーに報告し、判断を仰ぐ必要がある。

契約による保護

関連サードパーティとの折衝業務に従事する担当従業員は、この関連サードパーティとの契約を締結する前に、必ず所属セクター/部門の法務アドバイザーから法律に関する助言を受ける。 所属セクター/部門の法務アドバイザーは、関連サードパーティとの契約締結時に金融犯罪に対しての適切な保護が契約に盛り込まれていることを確認し、(より高レベルの契約による保護の要求といったような)必要手段を講じる。

財務規制

財務部の担当者は、JMの金融方針とJMの基本金融規制で定める金融規制を遵守しなければならない。 財務規制は、JMが金融犯罪にさらされるリスクを防止するために重要な役割を果たす(たとえば、JMに持ち込まれる資金や資材の供給源が明らかであり信用できる。JMがサードパーティに対する支払いを十分に管理できる。また金融犯罪の危険性を示唆する請求や収入情報の改ざんを特定するような適切な金融規制が設けられているなど)。

複雑な構造

正当な理由が無いにもかかわらず、サプライチェーンや契約の構造が一般的でなかったり複雑であったりする場合、JMが金融犯罪に巻き込まれる、あるいは利用されるリスクが高まる。 もし、一般的でなかったり複雑であったりするサプライチェーンや契約にJMが参画するよう求められた場合、担当従業員は所属セクター/部門の法務アドバイザーと相談した後にこの関係を継続する。またこの関係の構築に関して法務アドバイザーが推奨する事項にも必ず従う。

コミュニケーションとトレーニング

担当従業員は、特定の部門やビジネスユニットが抱えるリスクや、管轄権の問題を適切にカバーするように編纂された方針を用いて、本方針の遵守に関しての適切なトレーニングを定期的に受ける必要がある。 トレーニングを実施する担当者は、トレーニングの出欠記録を維持する。 すべての担当従業員は、この方針、マニュアル、その他関連する現地の補則を閲覧することができる。

ビジネスの拒否と記録保持

禁止行為に加担している、あるいはJMが金融犯罪への関与を疑っているサードパーティとのビジネスは拒否する。 このようなサードパーティとの取引業務に従事する担当者は、そのようなビジネスをJMが拒否したことが明記された記録を書面で作成する。 この書面による記録には、所属セクター/部門の法務アドバイザーや、必要な場合は現地の補則に規定された報告担当者との相談した上で、拒否という判断に至った理由を記載する。

4 参照

本方針を遵守するために、マニュアルおよび地域別または現地のJM関連会社によって規定された現地の補則で詳しく定める必須要件を熟読し実践する(マニュアルの附則1に記載されている現地の補則リスト参照)。

金融犯罪は時として複雑であり、多くの場合贈収賄や汚職と関係している。贈収賄・汚職については「Johnson Matthey Group – Global Anti-Bribery and Corruption Policy (ジョンション・マッセイ グループ – グローバル贈収賄・汚職防止方針) (2011)」にて別途規則を定めている。

必要な場合は、担当従業員はJMの金融方針やJMの基本金融規制と併せて本方針を熟読すること。

本方針に則って実施される全活動(デューデリジェンスや記録保持)は、「Johnson Matthey グループ – データ保護方針 (2018)」と共に実戦する。

必要な場合は、「Johnson Matthey Group – Data Protection Policy (ジョンソン・マッセイグループ – 高リスクのサードパーティ仲介業者との取引手順) (2017)」や「Johnson Matthey Group – Speak Up Policy (ジョンション・マッセイ グループ – スピークアップ方針) (2016)」と併せて本方針を熟読すること。

5 責任と その説明責任

最高責任者は、本方針の遵守に一切の責任を負う。

グループ管理委員会の各メンバーは、統括するセクターや関連部門に関わる金融犯罪規制や本方針の遵守を実践する能力が求められ、その実現に責任を負う。グループ管理委員会

の各メンバーは、本方針に対する責任を果たしてセクター/関連部門への責務を実行するために、代表者を選任することができる。

全担当従業員（一次防衛ライン）は：

- 本方針とマニュアルを熟読し、必要な場合は、関連する金融犯罪トレーニングを修了すること、
- 通知を受けた場合に、現地の補則で定められた現地におけるいかなる法規制をも認識し、これを遵守すること、
- 本方針、マニュアル、適用されるすべての現地の補則で定められた必須要件を満たした上でサードパーティとの関係を構築すること、および
- 金融犯罪に関する懸念がある場合これを提起し、責任をもってエスカレーションプロセスをを実行すること。

各セクター/関連部門（二次防衛ライン）は：

- セクター/関連部門内に本方針を浸透させ、本方針に対するシニアレベルでのコミットメントを実現すること、
- セクター/関連部門内のすべての担当従業員の人となりを見極め、必要と思われる金融犯罪トレーニングや現行のトレーニング記録が維持されるように努めること、
- 本方針に則ったデューデリジェンスを作成・維持し、関連する記録の（適用されうるいかなる文書保存方針/手順にそごが生じないように配慮した上で）保持に努めること。
- JMが法律の必須要件を満たすために必要と思われる場合や、そうするように指示を受けた場合は、適切と思われる役職に就く/経験を持つ人物を報告担当者として選任すること；
- マネーロンダリングやその他の金融犯罪に関する報告や疑念の詳細な記録を作成し、（適用されうるいかなる文書保存方針/手順にそごが生じないように配慮し、統括するセクター/部門の法務アドバイザー、または必要な場合現地の補則で定められた報告担当者と連携した上で）これを保持すること。

金融部門（二次防衛ライン）は、

- JMの金融方針やJMの基本金融規制が、金融犯罪に対するリスクを緩和するために適切な状態が確保されるように責任を持って努める。
- 関連のある従業員は、JMの財務方針を理解し遵守し、かつJMの最小財務管理規制を実現する。
- 関連従業員が金融犯罪に関するトレーニングを受け、金融犯罪の懸念を特定でき、所属セクター/職務の法務アドバイザー（または適用される場合は、現地補則で指定された役員）に報告することを確認する
- 所属セクター/職務の法務アドバイザーからのリクエストを受けて、金融犯罪の懸念を解消するのに助けとなる関連従業員を特定する責務を担う。

部門/職務の法務アドバイザー（二次防衛ライン）は、

- 従業員が喚起した金融犯罪の懸念に応答し、ガイダンスを提供することに責務があり、また金融犯罪が報告された場合には、エスカレーションプロセスを統括する責務があり、
- サードパーティと契約する場合に、適切な金融犯罪に対する保護が契約にあることを確認し、
- 本方針および適用可能な法律に従って、関連記録を作成あるいは作成を統括して報告することに責務を担う。

指定された報告役員（二次防衛ライン）は、

- 現地補則での責務を理解し、金融犯罪に関するトレーニングをすべて完了し、
- 現地補則の全責任に遵守し、
- 喚起された金融犯罪の懸念はどのようなものでも、セクター/職務の法務アドバイザーそしてグループ倫理およびコンプライアンスに報告する。

グループ倫理およびコンプライアンス（二次防衛ライン）は、

- 適用可能な金融犯罪に対する法律に基づいて、JM とその関連従業員に通報して忠言し、
- JMの金融犯罪コンプライアンスプログラムを実現して管理し、
- 本方針ならびに適用可能な金融犯罪に対する法律へのコンプライアンスを監視し、
- 各セクター/関連職務が金融犯罪に関するトレーニングを受けられるようにし、
- 法的に要求される場合は、マネーロンダリングやなどの金融犯罪あるいはその疑いをレビューして報告書を提供し、
- JMが潜在的に関与するような金融犯罪問題の調査に関連する全権限の内部連絡窓口として行動する。

JM 企業保証およびリスク（三次防衛ライン）は、

- 一次・二次防衛ラインに付設したプロセスと管理規定の設計と有効性を監視し、グループ管理規定委員会と JM Plc 役員会に保証を提供する。

6 重要な管理規定

このセクションでリストされた重要な管理規定は、JM の保証枠組みの一部として要求される、最小の管理規定基準を定める。本方針では管理規定を網羅することは意図しない。

主なリスク	*重要な管理規定*
JM は、JMが金融犯罪に関与しないよう、不適切なサードパーティに対処する	**サードパーティの特定** 関連するサードパーティと協働する前およびその進行中には、関連する従業員は、FC デューデリジェンス基準（または特定のグループまたはセクター/関連職務のデューデリジェンス手順によって記述される場合は、より高い基準）に従って、デューデリジェンスを実施しなければならない
金融犯罪の懸念が従業員によって理解されない、そして/または報告されないため、JMが金融犯罪に関与させられる	**金融犯罪の懸念の特定と報告** 全関連従業員はトレーニングを受け、金融犯罪の懸念を特定し報告することができる
金融犯罪の懸念が報告されるが、結論の不一致を解消するための内部プロセスが存在しない	**エスカレーションプロセス** 関連する全従業員はエスカレーションプロセスに関するトレーニングを受け、エスカレーションプロセスを遵守する

JM

主なリスク	*重要な管理規定*
内部財務管理規定が金融犯罪のリスク緩和に従わない、あるいは不十分である	**JM の最小財務管理規定への遵守** 財務職務は最小の財務管理規定の基準を実現しなければならず、また財務職務の関連従業員は、JMの最小財務管理規定で定められた財務管理規定を遵守しなければならない

7　違反の結果

違反の結果

本方針（マニュアルを含む）および適用可能な現地補則を遵守しない場合は、懲戒処分の対象となり、解雇にいたる結果となりえる。極端な場合は、従業員は刑罰を受け、その従業員および/あるいはJMに対して法執行機関が行動する結果となりえる。

調査

本方針違反に関連する懸念はどのようなものであっても、グループ倫理およびコンプライアンの代表者によって調査され、グループ法務ディレクタに報告される。

注意喚起

本方針の実際の違反、あるいはそのような申し立てや疑いの懸念は、Johnson Matthey Group Speak Up Policy（ジョンソン・マッセイグループ スピークアップ方針）2016で記述されているように、以下のチャネルのいずれかを通じて喚起する：(i) 直属上司または人事部長、(ii) グループ法務またはグループ倫理およびコンプライアンスの任意のメンバー、(iii) スピークアップライン、または (iv) 匿名メール。

8　方針・オーナー

本方針のオーナーは、グループ倫理およびコンプライアンスの代表者である。

9　文書管理規定

文書管理規定	
バージョン番号	1.0
参照文献	
承認組織	OneJM 方針委員会
発行日	2019年1月14日
有効期限（重要な場合）	
方針作成者	Rebekah Coleman
機密種別	社内専用

改定履歴

バージョン番号	**発行日**	**変更内容**

10　定義

犯罪財産	犯罪行為から得た人的利益またはそれを示す財産であり、関与する人物が財産がそのような利益を示すことを知るあるいは疑う。たとえば、これには犯罪行為から派生したと疑われる、金銭や物品を受け取ることが含まれる（例　通関官吏に支払われた賄賂に従って受け取った物品）
エスカレーションプロセス	金融犯罪の懸念により、報告されるべき事項と特定されるプロセスであり、マニュアルの附則８に詳細に説明されているエスカレーションプロセスに従う
金融犯罪	マネーロンダリング、脱税、テロリスト資金援助、そしてその他の犯罪行為を隠匿する不法行為が含まれ、マニュアルのセクション２に詳細に詳細に説明される。
金融犯罪の懸念	マニュアルのセクション９に定められた事項
FC デューデリジェンス 基準	本方針の４ページで定義された事項
JM	ジョンソン・マッセイ Plc およびその系列会社と関連会社（ジョンソン・マッセイ社が管理対象とする ジョイトベンチャー会社を含む）であり、全世界規模で適用される。
JM の財務方針	MyJM に記載される、すべての適用可能な、財務、税務、資金の方針
JM の最小財務	JM のガバナンスでのリスクおよびコンプライアンスシステムで定義される管理規定で定められた、JM の最小財務管理規定。
現地管理規定	特定の管轄地において適用される、方針の補則
マニュアル	Johnson Matthey Group - Financial Crime Policy - Manual（ジョンソン・マッセイ グループ - 金融犯罪方針 - マニュアル）(2019) の更新版、または随時補則されたもの
マネーロンダリング	犯罪行為の本当の出所を隠匿し、合法的な経済と一体化させるプロセス。 主なマネーロンダリング行為には、「犯罪財産」に関与する行為、あるいは「犯罪財産」 への関与や保持を許す行為が含まれる。
ポリシー	Johnson Matthey Group - Financial Crime Policy - Manual（ジョンソン・マッセイ グループ - 金融犯罪ポリシー - マニュアル）(2019) の更新版、または随時補則されたもの
禁止活動	本方針のセクション３にリストされた禁止活動
レッドフラグ	レッドフラグとは、法律やコンプライアンスの見地から、取引、事業、またはサードパーティとの違反を示唆するもの（金融犯罪、賄賂、不正、通商/輸出管理を含み、これらには限定されない）であり、マニュアルのセクション６と附則３で定められる。
関連職務	潜在的に金融犯罪に遭遇するおそれが高い職務であり、以下が含まれるがこれらに限定されない： 人事、財務、会計、税務・資金管理、調達、法務
関連従業員	関連職務の従業であり、以下の従業員を併せる： ○ ードパーティのデューデリジェンスを担当そして/または関与する者 ○ サードパーティと定期的にコンタクトを取る者 ○ サードパーティに関連した財務情報を取り扱う者 ○ そサの他、担当作業中にレッドフラグに遭遇する可能性があると特定された従業員。
関連サードパーティ	金融犯罪の見地から、JM により高いリスクをもたらすサードパーティであり、マニュアルのセクション４に詳細に記述される
脱税	公共収益を意図的あるいは不誠実にだます、あるいは不法に税金を回避すること。脱税には、脱制の便宜を図ることが含まれ、以下のような場合に起こりえる。ある者が他者の行為に懸念があることを知っている、あるいは加担する場合であり、これれの行為には、

	脱税、または脱税行為の手助け、教唆、隠匿、招来が含まれる。
テロリスト資金援助	集団がテロ活動あるいは以下で定義されるテロリスト財産の取引のために資金を使うことを目的とすることを知りながら、あるいは疑いながら、その集団にを金銭やその他の財産を提供すること。
テロリスト財産	テロ行為の犯行および/あるいはテロ目的のために実行される活動を開始する目的で使用されるであろう金銭やその他の資産を示す。
サードパーティ/サードパーティ群	実際のあるいは潜在的な顧客、物品やサービスのサプライヤ、サードパーティ仲介者（例：代理店、ディストリビューター/小売店、物流提供者、政府仲介組織）あるいはその他、JM と直接関係を有するサードパーティを示す。
従業員	本方針の３ページで定義される者。